

### 3 役員に関して変更があった場合

NPO法人は、次のような役員の変更があった場合には、所轄庁あてに「役員変更等届出書」を提出しなければなりません。（なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記を変更する必要があります。）

新しく役員が就任した場合（欠員補充、増員を含む）

役員の氏名・住所に変更があった場合

役員が再任された場合

役員が任期満了で退任した場合

役員が死亡した場合

役員が辞任した場合

役員が解任された場合

再任の場合も大阪市への届出と登記の変更が必要です。役員の任期は2年以内なので、メンバーの入れ替わりがなくても少なくとも2年ごとに再任の届出、登記の変更を行ってください。

役員の選出は、定款の定めに従って行わなければなりません。また、その他にも、欠格事由など法に定めがあります。詳しくは設立の手引を参照してください。

参考 定款による代表権の定めについて

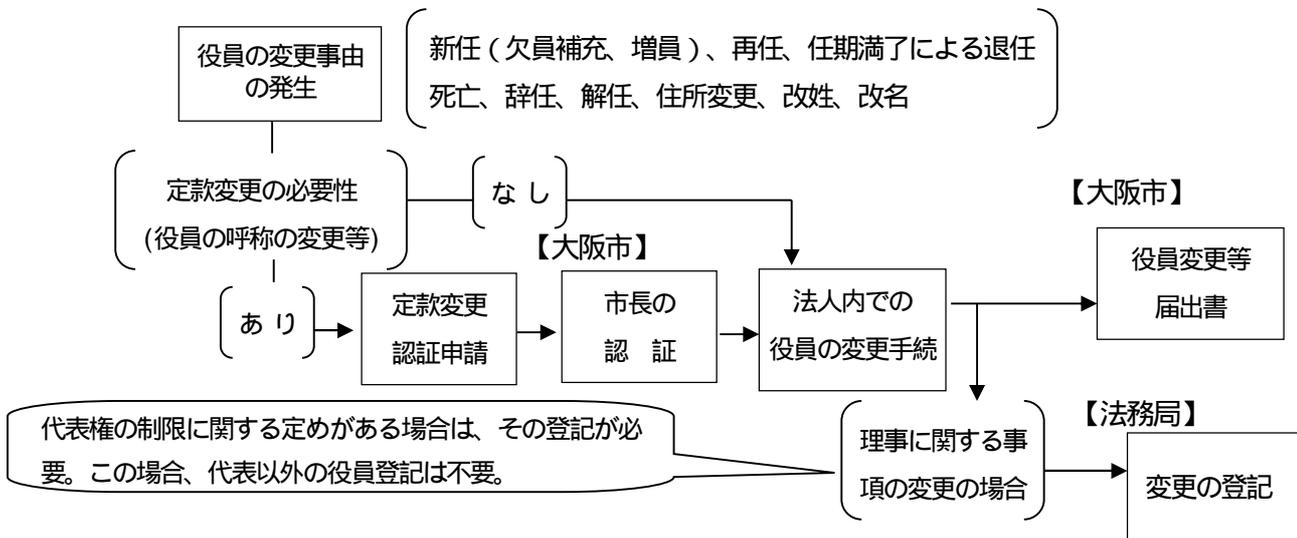
平成24年4月1日より施行された組登令の改正により、定款上の代表権の制限に関する定めは登記事項となり、定款をもって、代表権の制限に関する定めがある場合は、その旨を登記しなければなりません（組登令2）。この場合、代表以外の役員登記は不要です。

〔必要な書類〕

	書類の名称	ページ	部数	チェック
1	役員変更等届出書（第4号様式）	36	1部	
2	変更後の役員名簿	37	1部	
3	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（コピー）【新任の場合のみ】	38	1部	
4	役員の住所又は居所を証する書面（住民票又は住民票記載事項証明書（コピー不可、マイナンバーの記載がないもの））【新任の場合のみ】	39	1部	

3及び4の書類は、新任（理事であった役員が監事となった場合（逆のケースも同じ）を含む。）の場合のみ提出してください。

〔手順の流れ〕



理事に関する事項の変更の場合は、大阪市への届出と法務局での登記の変更はどちらが先でも差し支えありません。

(1) 役員変更等届出書 (大阪市の規則で定められた様式です。様式どおりに作成してください。)

【第4号様式】

1部提出

## 特定非営利活動法人役員変更等届出書

郵送の場合は投函日、持参の場合は持参日を記入

年 月 日

法務局(登記所)に届け出た法人の代表者印を押印してください。

登記された主たる事務所の所在地と一致させてください。

大阪市長 様

定款で規定した正式名称を記載してください。**例: 特定非営利活動法人、NPO法人等**

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称

提出日現在の代表者を記入

ふりがな  
代表者の氏名  
主たる事務所の電話番号 ( )

特定非営利活動法第23条第1項 理事・監事の別を記載してください。 変更があったので、特定非営利活動促進法のとおり届出をします。

変更年月日	役職名	ふりがな	住所又は居所

改姓又は改名の場合は、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧書きで併記してください。

- ・変更年月日及び変更事項(新任、再任、任期満了による退任、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名)を記入してください。
- ・新任の場合で、役員欠員の補充を行ったときは、欠員補充と、定数の増加の場合は、増員と併記してください。
- ・任期満了の場合で、再任となった場合は、再任と記入してください。

添付書類	<p>変更後の役員名簿 (役員が新たに就任した場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本</li> <li>各役員の住所又は居所を証する書面</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更等があった役員について、すべての事項を記入すること</li> <li>役職名の欄には、理事、監事の区分を記入すること</li> <li>変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記入すること</li> </ul> <p>なお、新任の場合で、法第22条の規定による役員欠員の補充を行ったときは欠員補充、定款の変更をして役員定数を増加させたときは増員と付記すること。また、任期満了と同時に再任となった場合には、再任とだけ記入すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改姓又は改名の場合には、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること</li> <li>法とは、特定非営利活動促進法をいう。</li> </ul>
------	---

役員が新たに就任した場合、忘れず添付してください。

分量が多く、記載しきれない場合は「別紙のとおり」と記載し、変更年月日、変更事項、役職名、氏名、ふりがな、住所又は居所を記載した別紙を添付してください。

(2) 役員名簿

1部提出

【 様式例 】

## 役員名簿

理事、監事の区分を記入してください。

氏名には、ふりがなを付けてください。

特定非営利活動法人

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事			
理事			
⋮			
⋮			
監事			
⋮			

役員報酬の有無を必ず記載してください。  
報酬を受ける役員の総数は、役員総数の  
3分の1以下でなければなりません。

役員の氏名及び住所は、住民票等のとおりに記載してください。  
パソコンで変換できない文字は、手書きで記載してください。

この書面は、閲覧書類となります。  
(市民に公開されます。)

(3) 就任承諾及び誓約書（各役員が法20条各号に該当しないこと及び法21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面）

【記載例】

コピーを1部提出  
原本は法人が保管

## 就 任 承 諾 及 び 誓 約 書

新任の場合は、役員変更等届出書に、この「就任承諾及び誓約書のコピー」及び「住民票等（原本）」を添付してください。理事を任期満了又は辞任して監事に就任する場合も、監事の新任扱いとなります。

私は、特定非営利活動法人（法人名）の（役職名）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条に違反しないことを誓約します。

理事及び理事長・理事・監事の区分を記入してください。  
理事長の職名は代表権を有する職名を記載のこと。  
例、代表理事など。

役員選出の日から就任日までの間の日付  
を記載してください。 年 月 日

役員に就任しようとしている者が、法人に対して提出する書類です。大阪市にはコピーを提出し、原本は法人で保管してください（原本証明は不要です）。

「特定非営利活動法人 御中」  
でも差支えありません。

特定非営利活動法人  
理事長 様

各法人で定めている代表者の呼称を記載  
してください。

役員の氏名及び住所は、住民票等  
のとおりに記載してください。

住所（居所）

署名である必要はありません。

氏 名

認印で差し支えありません。  
（実印である必要はありません）

法第 20 条各号及び第 21 条

( 役員の欠格事由 )

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。第 47 条第 1 号八において同じ）に違反したことにより、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第 43 条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

( 役員の親族等の排除 )

第 21 条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

第 20 条の改正については、令和元年 12 月 14 日施行

( 4 ) 役員の住所又は居所を証する書面

次の区分に応じて提出してください。

住民基本台帳法の適用を受ける人（市町村の区域内に住所を有する人）は、住民票又は住民票記載事項証明書（本人分のみのでの交付を受けてください、以下同じ。マイナンバーや本籍地の記載は不要です。）

外国人の方についても、3 か月を超えて日本に住所を有し適法に滞在している外国人は、住民票を提出してください。

上記以外の方は、住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書これに該当する人は、外国人であって外国に住んでいる人等が想定されます。外国語の文章には、翻訳者を明らかにした日本語の訳文を添付する必要があります。

上記の書面は、届出日の 6 か月以内に作成されたものに限りです。

住所又は居所を証する書面が、複数ページにわたる場合はすべてのページを提出してください。